

災害時における協力体制に関する協定実施細目

世田谷区（以下「甲」という。）と学校法人二階堂学園 日本女子体育大学（以下「乙」という。）は、「災害時における協力体制に関する協定書」（以下「協定」という。）第8条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

（一時的避難施設としての提供及び設備の利用）

第1条 協定第4条第1号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 乙は、一時的避難施設として、次に掲げる施設を指定する。ただし、災害時において、乙の教職員や学生等の避難のために施設を使用する場合、改修または改築中の建築物及び倒壊の恐れがあり危険であると判断した施設は、利用できないものとする。

ア 大学総合体育館（1階エントランス）（予備避難所）

イ 二階堂トクヨ記念体育館（福祉避難所（母子））

1階、2階、地下の一部を資材置き場として使用する。

(2) 一時的避難施設の管理は、甲の責任において行う。

(3) 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、一時的避難施設としての協力期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け、速やかに引き渡すものとする。

（物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供）

第2条 協定第4条第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 物資集積及び配送拠点として利用する。なお、使用する施設は乙の指定する場所とする。

(2) 物資集積及び配送拠点として利用する施設の管理は、甲の責任において行う。

(3) 甲は乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、物資集積所及び配送拠点としての協力期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け速やかに引き渡すものとする。

(4) 施設提供期間は、原則として災害発生直後の2週間を目処として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙との協議により決定する。

（大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供）

第3条 協定第4条第3号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 応急医療資材とは、乙の所有する医薬品、担架等災害時に提供可能なものをいう。

(2) 備蓄資機材とは、乙の所有するバール、ハンマー、ジャッキ等災害時に提供可能なものをいう。

（区の災害対策組織への施設提供）

第4条 協定第4条第4号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 区の災害対策組織の活動場所として利用する施設として、次に掲げる施設を指定する。

ア 北館N101・102教室

イ 北門脇スペース

- (2) 区の災害対策組織の活動場所として利用する施設の管理は、甲の責任において行う。
- (3) 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、区の災害対策組織の活動場所としての施設の提供の期間が終了した時点で使用終了届を提出し、施設の原状回復を行い、乙の確認を受け、速やかに引き渡すものとする。

(周辺住民への飲料水提供)

第5条 協定第4条第6号に規定する協力に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 周辺住民に対して、地下ろ過装置付近の給水栓から飲料水の提供を行う。
- (2) 飲料水提供期間は、周辺地域の断水状況等を考慮し、甲及び乙との協議により決定する。
- (3) 飲料水提供期間中における周辺住民への飲料水提供は、甲の責任において行う。

(協力要請等)

第6条 協定第2条に規定する協力の要請を行う場合は、甲は乙に対し、文書又は口頭において通知する方法による。

2 甲及び乙は、前項の要請についてそれぞれ連絡責任者を定めるものとし、次の職にある者とする。

(1) 甲の指定する者 世田谷区烏山総合支所地域振興課長

(2) 乙の指定する者 日本女子体育大学施設管理課長

(その他)

第7条 本実施細目は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。なお、平成29年6月23日甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定実施細目」は廃止する。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため本実施細目を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和7年4月 / 日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人



乙 東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号

学校法人 二階堂学園

代表者 理事長 石崎 朔子

